

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文 目次

○	災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）（第一条関係）	1
○	災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）（抄）（第二条関係）	4
○	職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）（第三条関係）	6

改正案	現行
<p>（中央防災会議の委員及び専門委員）</p> <p>第三条 中央防災会議の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）の定数は、<u>二十八人以内とする。</u></p> <p>2 5 （略）</p> <p>（指定行政機関の長等による応急措置の代行）</p> <p>第三十三条の六 （略）</p> <p>2 法第七十八条の二第一項の規定による市町村長の事務の代行をした指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める場合に該当すると認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならない。</p> <p>一 法第七十八条の二第一項第一号に掲げる場合に該当するときにおいて当該代行をした場合 当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつた場合</p> <p>二 法第七十八条の二第一項第二号に掲げる場合に該当するときにおいて当該代行をした場合 同号に規定する応急措置を実施する緊急の必要がなくなつた場合</p> <p>3 （略）</p> <p>（実費弁償の基準）</p> <p>第三十五条 法第八十二条第三項の政令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第四条第一号から第五号までに掲げる医師その他の者（以下この条</p>	<p>（中央防災会議の委員及び専門委員）</p> <p>第三条 中央防災会議の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）の定数は、<u>二十七人以内とする。</u></p> <p>2 5 （略）</p> <p>（指定行政機関の長等による応急措置の代行）</p> <p>第三十三条の六 （略）</p> <p>2 法第七十八条の二第一項の規定による市町村長の事務の代行をした指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつたと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>3 （略）</p> <p>（実費弁償の基準）</p> <p>第三十五条 法第八十二条第三項の政令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第四条第一号から第四号までに掲げる医師その他の者（以下この条</p>

において「医師等」という。）に対しては、応急措置の業務（以下この条において「業務」という。）に従事した時間に応じ、手当を支給するものとする。

二〇四（略）

五 災害救助法施行令第四条第六号から第十一号までに掲げる業者及びその従業者に対する実費弁償は、当該業務に従事するため通常要する費用を当該業者に支給して行うものとする。

附 則

1 (略)

2 復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「二十八人」とあるのは、「二十九人」とする。

3 国際博覧会推進本部が置かれていた間における第三条第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第一項中「二十八人」とあるのは、「三十人」とする。

(削る)

4 当分の間、第四十三条第一項の標準税収入額の算定に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「」の算定に用いられた基準財政収入額（同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額）とあるのは「」の算定に用いられた基準財政収入額（同法附則第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額に当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。以下この項において同

において「医師等」という。）に対しては、応急措置の業務（以下この条において「業務」という。）に従事した時間に応じ、手当を支給するものとする。

二〇四（略）

五 災害救助法施行令第五条第十号までに掲げる業者及びその従業者に対する実費弁償は、当該業務に従事するため通常要する費用を当該業者に支給して行うものとする。

附 則

1 (略)

2 復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「二十七人」とあるのは、「二十八人」とする。

3 国際博覧会推進本部が置かれていた間における第三条第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第一項中「二十七人」とあるのは、「二十九人」とする。

4 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれていた間における第三条第一項の規定の適用については、前二項の規定にかかわらず、同条第一項中「二十七人」とあるのは、「三十人」とする。

5 当分の間、第四十三条第一項の標準税収入額の算定に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「」の算定に用いられた基準財政収入額（同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額）とあるのは「」の算定に用いられた基準財政収入額（同法附則第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額に当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。以下この項において同

じ。）に係る額を加算した額」と、「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「とし、市町村」とあるのは「から当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金に係る額を控除した額とし、市町村」と、「額の算定に用いられた基準財政収入額（）」とあるのは「額の算定に用いられた基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の第二項及び第七条の第三項の規定の適用がないものとした場合における）」と、「特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税」とあるのは「特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金」と、「及び自動車重量譲与税」とあるのは「、自動車重量譲与税及び分離課税所得割交付金」とする。

(削る)

じ。）に係る額を加算した額」と、「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「とし、市町村」とあるのは「から当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金に係る額を控除した額とし、市町村」と、「額の算定に用いられた基準財政収入額（）」とあるのは「額の算定に用いられた基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の第二項及び第七条の第三項の規定の適用がないものとした場合における）」と、「特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税」とあるのは「特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金」と、「及び自動車重量譲与税」とあるのは「、自動車重量譲与税及び分離課税所得割交付金」とする。

6 |

平成二十九年及び平成三十年における第四十三条第一項の標準税収入額の算定に係る前項の規定により読み替えられた同条第二項の規定の適用については、同項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。以下この項において同じ。）と、「なつた分離課税所得割交付金」とあるのは「なつた分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金」と、「及び分離課税所得割交付金」とあるのは「、分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金」とする。

改正案	現行
<p>（救助の種類）</p> <p>第二条 法第四条第一項第十一号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲）</p> <p>第四条 法第七条第一項及び第二項に規定する医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技士</p> <p>三 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者</p> <p>四〇十一 （略）</p> <p>（実費弁償）</p> <p>第五条 法第七条第五項及び第八条第四項の規定による実費弁償に關して必要な事項は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらか</p>	<p>（救助の種類）</p> <p>第二条 法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲）</p> <p>第四条 法第七条第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士</p> <p>（新設）</p> <p>三〇十一 （略）</p> <p>（実費弁償）</p> <p>第五条 法第七条第五項の規定による実費弁償に關して必要な事項は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知</p>

じめ、都道府県知事等が、これを定める。

事等が、これを定める。

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

（長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職）
第十五条 法第六十六条の四第三項の国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一 四 （略）

五 内閣府の事務次官、内閣府審議官、防災監、内閣府設置法第十七条第一項に規定する職、同条第五項に規定する局長、同条第六項に規定する官房の長、同法第六十一条第一項に規定する次長、同条第二項に規定する職、同法第六十二条第一項に規定する職、同法第六十三条第一項に規定する事務局長及び局長並びに同条第二項に規定する官房の長並びに国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第十項に規定する事務局長及び日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十六条第二項に規定する局長
六 十八 （略）

別表第二（第十二条、第十四条関係）

内閣府本府	（略）	内閣府の事務次官	内閣府審議官	防災監
-------	-----	----------	--------	-----

（長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職）
第十五条 法第六十六条の四第三項の国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一 四 （略）

五 内閣府の事務次官、内閣府審議官、内閣府設置法第十七条第一項に規定する職、同条第五項に規定する局長、同条第六項に規定する官房の長、同法第六十一条第一項に規定する次長、同条第二項に規定する職、同法第六十二条第一項に規定する職、同法第六十三条第一項に規定する事務局長及び局長並びに同条第二項に規定する官房の長並びに国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第十項に規定する事務局長及び日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十六条第二項に規定する局長
六 十八 （略）

別表第二（第十二条、第十四条関係）

内閣府本府	（略）	内閣府の事務次官	内閣府審議官
-------	-----	----------	--------

(略)

(略)

(略)

(略)